平成２２年（フ）第３１１号
愛知県田原市越戸町才八633番地１
債務者　大竹とき代
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３１８号
愛知県豊橋市前田南町２丁目１番地９　２―301
債務者　櫻本　　茂
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３２４号
愛知県豊川市市田町河尻39番地の２
債務者　山田久仁子
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３４２号
長崎県佐世保市瀬戸越２丁目４番２―606号
債務者　中尾　　正
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第７６１号
愛知県岡崎市西蔵前町字東屋敷58番地３　グリーンハイツＡ―201
債務者　井藤富美代（旧姓水野）
１　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０４号
愛知県豊田市京ケ峰１丁目２番地５　コーポ初吹206号
債務者　イシガキ工業こと　石垣　信夫
１　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２８号
静岡市葵区羽鳥１丁目９番15号、旧住所静岡県沼津市西沢田274番地の１　906号
債務者　仲宗根小百合
１　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２９号
静岡市清水区下野北９番８号　柴マンション105号、旧住所静岡市清水区下野北９番８号　柴マンション南201号
債務者　千葉　優子
１　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８２号
静岡市葵区建穂２丁目５番30―301号、旧住所静岡市葵区羽鳥５丁目12番25号
債務者　谷口　　武
１　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８３号
静岡市葵区建穂２丁目５番30―301号、旧住所静岡市葵区羽鳥５丁目12番25号
債務者　谷口　久重
１　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３２号
青森市筒井３丁目７番19号　オールグリーンハイツⅡ201号
債務者　古川　拓馬
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
青森県上北郡野辺地町字小沢平83番地１
債務者　四戸　桂子
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
青森市浪館前田３丁目19番11号
債務者　高田ちとせ
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５２号
青森市岡造道３丁目15番１号　シルクハウス105号
債務者　井村　八男
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係